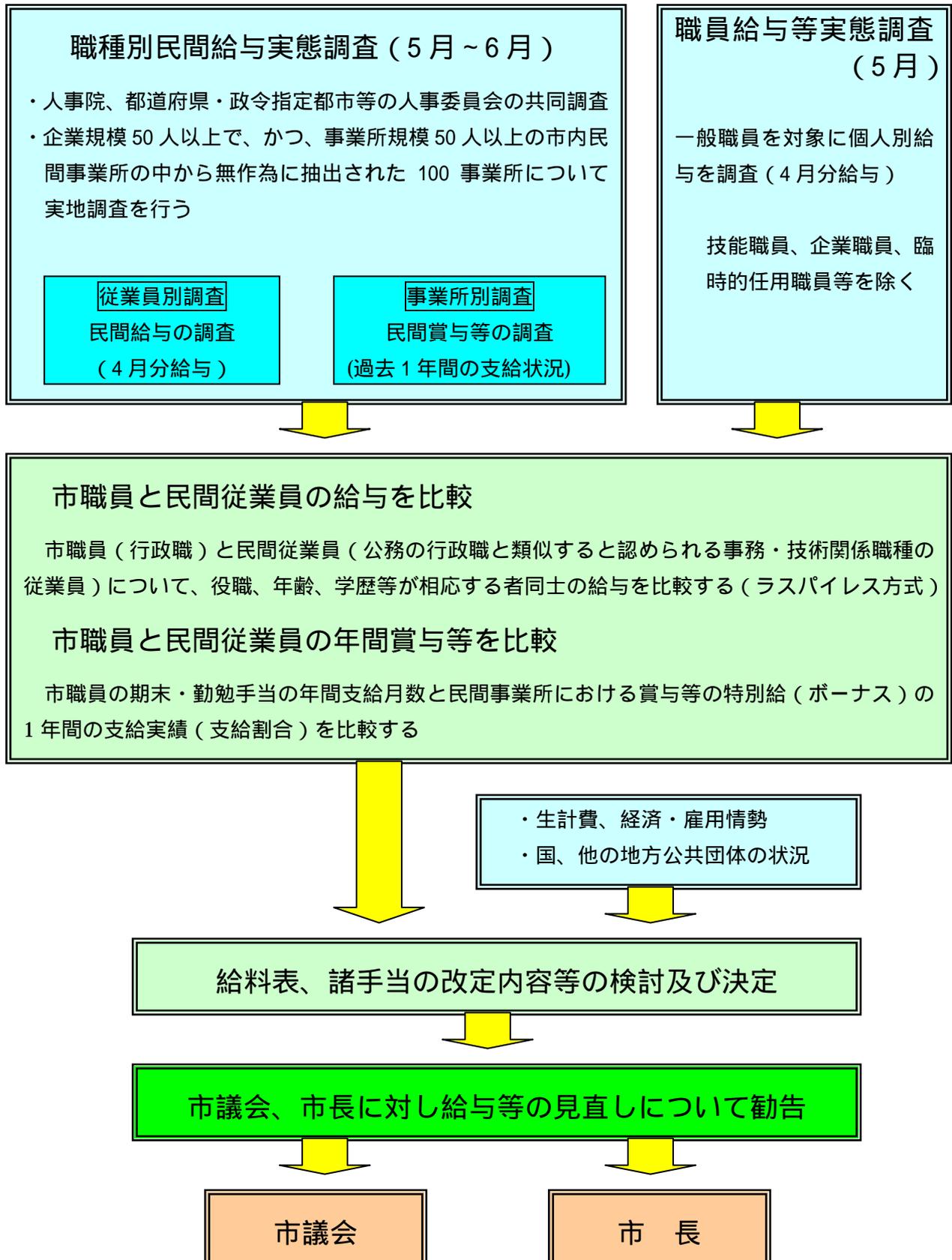


# 給与勧告の流れ



## 勧告から給与決定まで

人事委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、例年、「職員の給与等に関する報告及び勧告」をさいたま市議会及びさいたま市長に対して行っています。

市長は、その勧告の改正内容を検討し、条例改正案を決定後、市議会へ議案を提出します。条例改正案が、市議会の審議・議決を経て、市職員の給与は決定されることとなります。

### 【参考】地方公務員法

#### 第 8 条（人事委員会の権限）

##### 第 1 項第 2 号

給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

##### 第 4 号

人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

#### 第 14 条（情勢適応の原則）

##### 第 1 項

地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

##### 第 2 項

人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

#### 第 26 条（給料表に関する報告及び勧告）

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。

給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。